

第3回連絡会議以降に変更になった試算条件について

1 平成31年度推計診療費

市町村からの連絡票等での意見を踏まえ、平成30年10月30日付で送付した事務連絡のとおり当初の推計から変更し、試算をした。

(1) 推計方法

昨年度納付金算定における平成30年度推計一人あたり診療費に、平成20年度から平成29年度までの一人あたり診療費の伸び率を参考に「3.5%」を乗じることで、平成31年度の一人あたり診療費を推計し、別途推計する平成31年度の推計被保険者数を乗じて診療費総額を推計した。

(2) 推計結果

① 診療費県計：476,484,912,542円（当初推計から約179億円減）

② 県平均一人あたり診療費：346,874円（当初推計から約11,000円減）

（平成30年度算定の平成30年度推計一人あたり診療費からの伸び率：3.5%）

（参考：平成29年速報値からの単年度伸び率：2.64%）

[一人あたり医療費の伸び率の推移]（29年度は速報値）

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
千葉県	4.2%	3.8%	3.3%	3.3%	3.1%	3.3%	3.7%	5.2%	1.6%	2.8%

2 平成28年度保険料（理論値）

平成30年11月2日付で送付した事務連絡のとおり、平成28年度保険料（理論値）を変更し、激変緩和措置等を行った。

（1）変更内容

- ① 一市から法定外繰り入れにより理論値に積み増す額について変更の申請があり、適当と判断されたため、変更した。
- ② 国のガイドラインに基づき、平成28年度の1人あたり保険料（理論値）を算出する際に用いる一般被保険者数及び介護2号被保険者数を平成30年度の推計値について平成31年度推計値に変更した。

（2）変更後の県平均保険料（理論値）

100,044円（昨年度理論値から296円減）

3 激変緩和措置の余剰額の取扱い

納付金算定システムのアップデートにより、激変緩和措置への必要額がシステムで算出されるようになったため、余剰額については、「県で算出し、個別に配分する」としていたが、この取扱いは不要となった。